

第30回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年7月30日(木) 16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】令和2年度第4号補正予算主要事業一覧
- 【資料5】福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(7月30日改定版)

第30回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

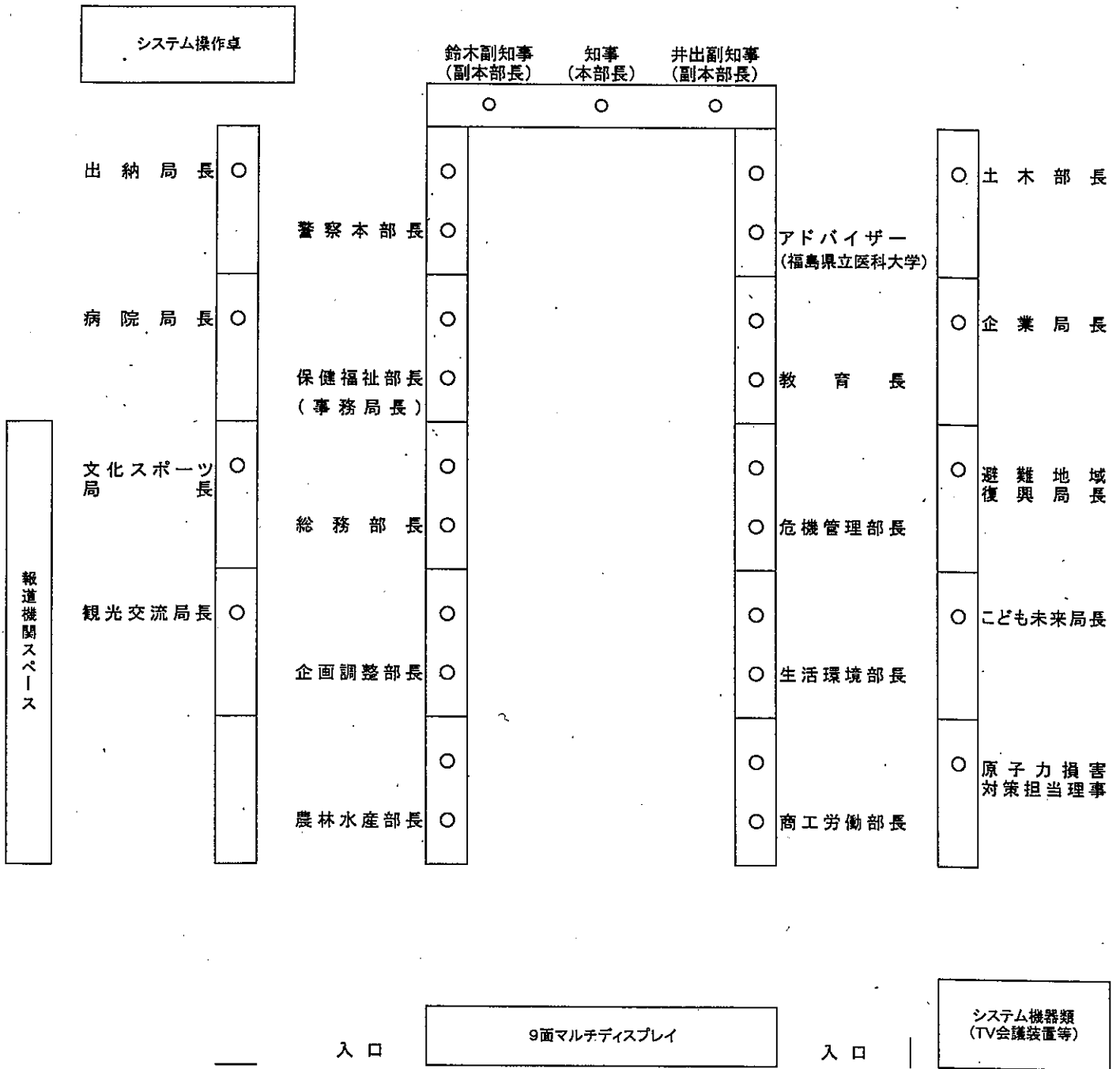
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼)医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

第30回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

。【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年7月30日12時現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 87人

(性別)

男性 56人

女性 31人

(年代別)

10歳未満 2人

10代 4人

20代 12人

30代 12人

40代 11人

50代 24人

60代 13人

70代 6人

80代 2人

90代 1人

○入退院の状況

入院者数 4人

宿泊療養施設入所者数 0人

退院・退所者数 83人

【病床等の確保状況】

確保病床数 229床

(病床利用率 1.7%)

宿泊療養確保室数 100室

【検査の状況】

1/26～7/29累計 9,499件

※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

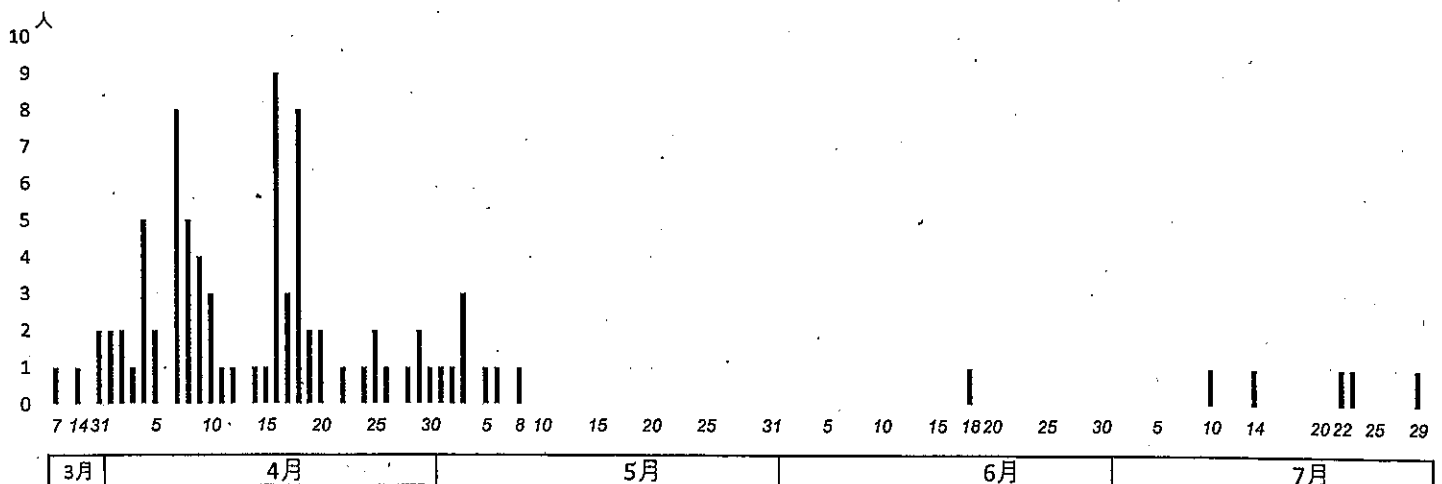
(参考)

国内の陽性者数 31,184人

※令和2年7月29日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】（7月29日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

1/29~2/29	568
3/1~3/31	814
4/1~4/30	5,057
5/1~5/31	1,909
6/1~6/30	600
7/1~7/29	762
計	9,710

（単位：件）

1/29~2/29	1,749
3/1~3/31	2,953
4/1~4/30	11,959
5/1~5/31	2,968
6/1~6/30	1,325
7/1~7/29	1,716
計	22,670

（単位：件）

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

1/29~2/29	343
3/1~3/31	1,712
4/1~4/30	10,987
5/1~5/31	6,949
6/1~6/30	5,083
7/1~7/29	4,328
計	29,402

（単位：件）

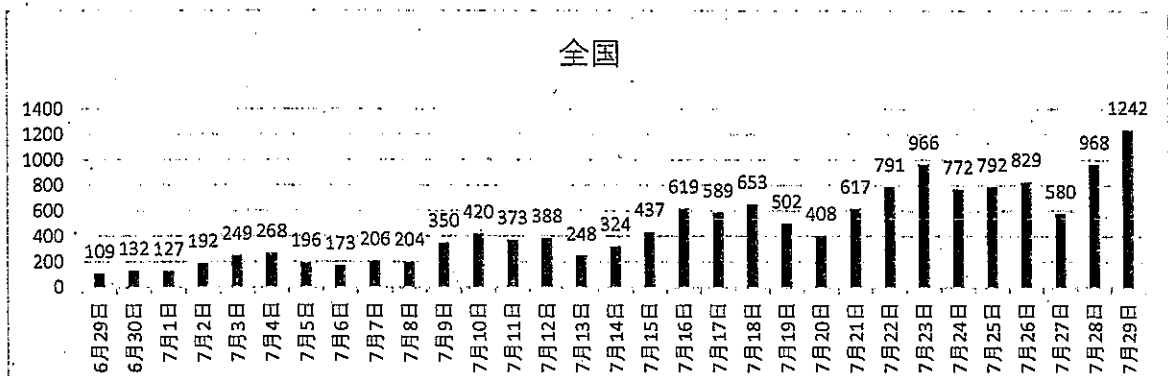
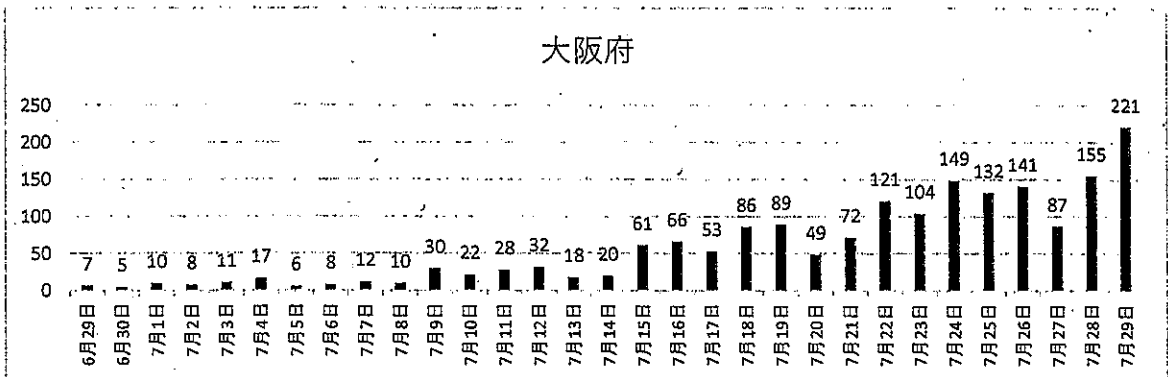
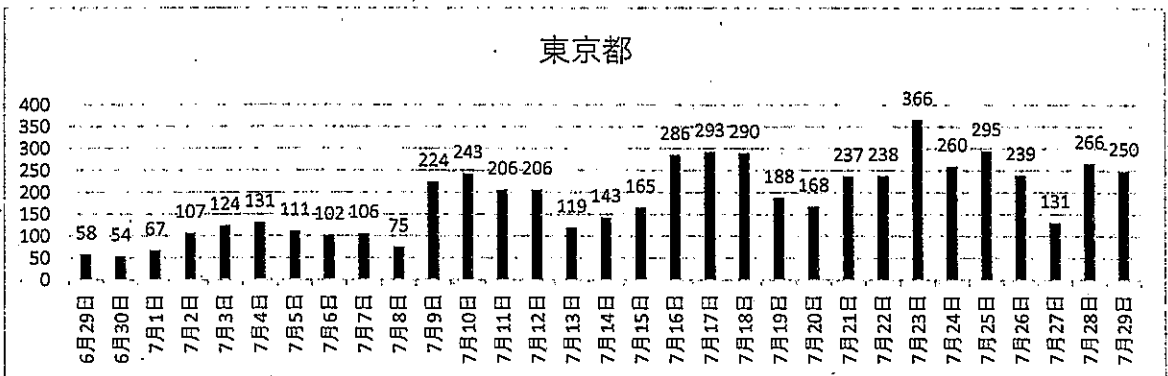
R2.7.30

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

（単位：人）

順位	都道府県名	7/23~7/29の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 6/1~前日までの 新規感染者数
1	東京都	1,807	13.37	6,629
2	大阪府	989	11.19	1,868
3	愛知県	671	8.97	941
4	福岡県	462	9.06	878
5	埼玉県	308	4.24	1,199
	上記以外	1,912		4,709
	合計	6,149		16,224



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠：前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1	・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	総務部
2	・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載	総務部
3	・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	総務部
4	・県内の感染発生概要等についてホームページに記載	総務部
5	・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	4/22～ ・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとうございます」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「外出時は感染防止策の徹底を」 (6/1～当面の間)	土木部
7	4/28～ ・県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛等と呼びかける看板を設置 ・道路看板表示内容・期間 「感染拡大防止 外出時は感染防止対策を徹底しましょう」 (6/1～当面の間)	土木部
8	6/1～ ・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
9	6/19～ ・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、 総務部
10	7/15 ・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第6版）を作成	対策本部
11	7/20～ ・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、 総務部

(2) サーベイランス・情報収集

12	・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、 保健福祉部
----	-------------------------------	----------------

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

① 全般的な取組		
13	・緊急事態措置に基づき、休業要請等に協力いただいた事業者に対して協力金を交付。併せて、5月7日以降も休業等に協力し「新しい生活様式」に対応する取組を実施した事業者に対して支援金を交付。(7月31日受付終了)	商工労働部

14	6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、 危機管理部
15	6/17～	・休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する給付金の受付を開始。	商工労働部
16	7/9	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、 危機管理部
17	7/9	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
18	7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
19	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付（令和2年7月30日現在）		対策本部、保 健福祉部、こ ども未来局
		i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 2,128,700枚 ・フェイスシールド 累計 158,000枚 ・医療用ガウン 累計 586,000枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク) 累計 18,500枚 (消毒液) 累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク) 累計 1,108,722枚 (消毒液) 累計 5,555リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 144,000枚 (消毒液) 累計 1,403リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 47,500枚 (消毒液) 累計 1,736リットル ・児童養護施設等 (マスク) 累計 215,000枚 (消毒液) 累計 2,882リットル	

(4) 医療等

1) 相談体制

20	2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、 保健福祉部
21	3/27	・コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを開始	対策本部、 保健福祉部
22		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）	対策本部、 保健福祉部
23	5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル（コールセンター）：5回線 ・帰国者・接触者相談センター：15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、 保健福祉部

2) 外来医療提供体制

24	7/8～	・県内の帰国者・接触者外来等（地域外来・検査センター1含む）の設置数を42に拡充 ※地域外来・検査センター：検査センターの機能を有した地域外来	対策本部
25	7/27～	・県から安達地方広域行政組合に委託する形で運営する「安達地方発熱外来」を柎記念病院に開設 （県が委託する形で開設した地域外来（発熱外来）は、伊達市、白河市、石川郡に続いて4か所目）	対策本部

3) 検査体制

26	6/26～	県内の検査体制について、一日あたりの検査可能数を570検体に拡充	対策本部、 保健福祉部
----	-------	----------------------------------	----------------

4) 病床等確保と入院患者受入体制

27	4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
28	4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
29	5/1	・ 入院可能な病床として、一般病床を2床追加し、計229床（感染症32、結核53、ICU等15、一般129）を確保	対策本部、 保健福祉部
30	5/15～	・ 入院協力医療機関の対応状況について、現地訪問を開始	対策本部、 保健福祉部
31	5/18	・ 軽症者等宿泊療養施設として、「ホテル東横INNいわき駅前（100室）」を選定し、運用を開始	対策本部、 観光交流局
32	5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
33	7/9	・ 福島県新型コロナウイルス感染症患者等病床確保計画の策定 入院患者：最大必要病床数350床 宿泊療養者：最大必要室数160室	対策本部、 保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

34	6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	------	--	----------------

6) 医療人材の確保

35	5/26	・ [再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	------	---	----------------

7) 診療情報の共有

36	4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
37	5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、 保健福祉部

8) その他

38	7/28～	・ 医療機関や高齢者施設、障がい者施設等で働く職員へ支給する慰労金などについて、申請受付を開始	保健福祉部
----	-------	---	-------

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等			
39	3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
40		・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施	商工労働部
41	6/15～	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げ。	商工労働部

42	7/9～	・活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）を実施（新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助）	商工労働部
43	8/3～	・国・県・市町村等による新型コロナウイルス関連の公的融資制度を受けた県内中小企業がハイテクプラザの機器を使用する場合又はハイテクプラザに試験を依頼する場合にその使用料又は手数料を全額免除する措置を実施（令和3年3月31日まで）	商工労働部
②世帯への貸付制度等			
44	3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
45	4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
46	1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
47	常設	・福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
48	3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
49	2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
50	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
51	4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
52	4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部

（6）その他重要な留意事項

1）人権等への配慮

53	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
54	4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部

2）緊急事態宣言後の取組み

55	7/9	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
----	-----	------------------------------	----------------

3）社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

56	7/9	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
----	-----	------------------------------	----------------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」(都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み)に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告
- Jヴィレッジを活用した健康増進事業(6/13～)
 - ・ コロナ禍における外出自粛による県民の運動不足とストレスの解消を図り、県民の健康維持・増進を図る。
 - ・ 広大なJヴィレッジの天然芝を活用し、コロナ禍でも取り組める「新しい生活様式」に対応した健康増進の取組(受付での健康状態の確認、アルコール消毒等の対策)。

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 農林水産部

- インバウンドの減少や外食需要の激減に伴い、高価格帯の農畜産物の価格が大きく下落していることから、オンラインストアを活用した生産者応援キャンペーンを実施(5/15～)

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更(5/22～)

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年4月～9月分に係る空港使用料の支払い期限を6ヶ月間猶予(4/24)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(3/11～)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(4/17～)

(2) その他

- 実習生(看護実習、その他)の受け入れの延期(4/9～)

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底について、代表者会議で決定
 - ・実施期間：4月16日から当面の間

◆ 警察本部

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策(消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等)
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化

- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連
犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた
広報を実施）
- (2) 勤務体制
 - サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止
対策）
- ◆ 総務部、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会
事務局、県警察、監査委員事務局
 - 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

令和2年度第4号補正予算主要事業一覧

(単位：千円)

<一般会計>

1 感染症の拡大防止と医療提供体制の整備 計 5,407,329

主な内訳

(1) 医療機関等における感染防止対策への支援

(保健福祉部：地域医療課、こども未来局：児童家庭課)

2,165,832

感染症の院内等での感染拡大を防止するため、病院や診療所、障がい福祉サービス施設等が行う感染防止対策や診療等の体制確保に対する支援金を支給する。

(2) 中小企業等の感染防止対策への支援 (商工労働部：経営金融課)

県独自

1,367,229

感染症拡大防止対策を行う中小企業等の組合への支援及び売上げが減少した事業者に対する交付金を交付するため、県中小企業団体中央会に補助する。

(3) 地域公共交通機関や観光貸切バスの感染防止対策への支援

県独自

(生活環境部：生活交通課、観光交流局：観光交流課)

90,577

地域の活性化や観光需要の回復に不可欠である交通関連事業を支援するため、高速バスや観光貸切バス、タクシー、運転代行事業における感染防止対策に対して補助する。

2 地域経済の回復と社会活動の再開 計 15,520,434

主な内訳

(1) 中小企業等への資金繰り支援 (商工労働部：経営金融課)

一部県独自

14,154,597

感染症の拡大により事業活動に影響を受けた中小企業等の資金繰りを十分に支援できるよう、融資枠拡大のための金融機関への預託金を増額する。

(2) 新しい生活様式に対応する催事等への支援

県独自

(企画調整部：復興・総合計画課、地域政策課)

332,021

自粛を余儀なくされてきた催事等について、地域活動の再開に向け、感染拡大防止対策を適切に確保した上での開催を促すため、市町村等が実施する支援事業に加え、プロスポーツの開催や県産品を活用した開催などを支援する。

(3) 飼料用米の生産推進 (農林水産部：水田畑作課)

県独自

226,720

感染症の影響を受けた外食産業等での米の消費量減少による米の価格下落を防ぐため、飼料用米の生産を推進する。

(4) 県産日本酒の販売促進 (観光交流局：県産品振興戦略課)

県独自

52,329

感染拡大防止のための外出自粛により、県産日本酒の出荷量や消費量が減少していることから、県産日本酒の販売促進キャンペーンを実施する。

(5) リモートワークを通じた移住の促進 (企画調整部：地域振興課)

県独自

56,520

感染症拡大の経験による地方移住への関心の高まりを捉え、リモートワークに焦点を当て、都市人材による県内でのテレワーク体験などの取組を通じ、移住促進策の強化を図る。

新しい生活様式に対応する催事等への支援

[3.3億円]

■現状・課題

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、催事等（いわゆるイベント）については一時的に自粛を余儀なくされたところであるが、ステップ1～3の移行期間後も観客50%減など開催には一定の制限が存在する上、感染状況を踏まえた対応が必要。
 ○中止が相次いでいる催事等が、地域社会・地域経済に大きな役割を果たしている重大性を踏まえ、これら感染拡大防止対策の適切な確保やオンライン等の代替手段の活用等、新しい生活様式に向けた取組等を支援する必要がある。

① 催事等支援市町村交付金事業

112,895千円

以下の枠組みで催事等への支援を実施する市町村を対象に交付金を交付する。
 （上限額）中核市…4,500千円、10市…3,000千円、46町村…1,500千円

1. 料金収入を伴わない町内会等の催事等の主催者への支援
 マスクや消毒液等の購入（備蓄可。以下同じ。）
2. 料金収入を伴わない市町村単位で実施する催事等の主催者への支援
 マスク、消毒液等の購入、（成人式など）オンラインによる実施、
 オンライン配信、アーカイブ配信機材、ドライブスルー産品販売催事等
3. 公共施設やコンベンション会場の利用への支援
4. 料金収入を伴うコンサートや展示会などの催事等の主催者への支援
 (1) 新しい生活様式追加経費（運営費）への補助
 マスク、消毒液等の購入、会場整理に必要な追加的人員配置、
 オンライン配信、アーカイブ配信機材、バス輸送費 等
 (2) 観客50%減への特別な支援
 ・得られたであろう想定収入の一部に対する支援
5. 感染症対応を踏まえた施設の改修等
 施設換気設備等の更新補助、施設導線の変更パーテーション導入、
 テレビ会議システム、スクリーン、Wi-Fi、キャッシュレス決済導入 等



② 催事等支援事業（広域的・公益的活動団体） 37,747千円

農業団体やNPO等による県政と密接かつ公益性が担保できる催事等で、対象の規模で1000人以上を想定

- (1) 新しい生活様式追加経費（運営費）への補助（上限300万円）
- (2) 観客50%減への特別な支援
 ・得られたであろう想定収入の一部に対する支援



③ ふくしまスポーツ活力支援事業 99,183千円

1. 試合会場での感染防止対策に係る経費への補助
2. スポーツイベントの継続的な集客等に対する補助
 自宅から観戦可能なコンテンツの作成・配信、グッズ購入や会場等での飲食に使えるクーポンの発行 等
3. 会場使用料に対する補助



④ 催事企画／運営支援事業 80,196千円

1. 催事等で県産品、県産花き、県産火花を活用する場合の支援
 県内催事等に限らず、県産品等を使用する場合の購入経費、県内観光地等のPR動画等を作成する場合の県産品等の追加的活用
 （県産品・花き上限25万円、火花上限150万円）



2. 県内中小企業等対象オンラインセミナーイベントの実施
 講師・アフターサポート・オンラインセミナー会場借上費



⑤ 全体発信事業 2,000千円

催事等への開催支援事業と他のコロナ関連施策との連携を理解できるホームページの作成を、イベント関連会社に委託しトータルでの情報発信を実施。

- 新型コロナウイルス感染症により県民生活や事業活動に多大な影響が生じており、これまで3度にわたる補正予算などにより対応。
- 引き続き、福島県として、国による交付金なども最大限活用しつつ、感染拡大の防止と社会・経済の段階的な再生との両立に向けた対策を、適時・適切に講じる。

感染症への緊急対応

- PCR検査体制の整備
- 空床補填等による病床の確保
- 軽症者等受け入れ施設の確保・運営
- 医療従事者等への慰労金・手当金支給
- 病院、福祉施設、学校等への衛生用品配布
- 感染症拡大防止協力金、支援金、給付金
- 公共施設の感染拡大防止対策
- 観光事業者等の感染症対策支援

感染拡大防止と

医療提供体制の整備

新しい生活様式への対応と 段階的な社会経済の再生の両立

- 医療機関等の感染防止対策支援
- **中小企業等の感染防止対策支援**
- **地域公共交通や観光バスの感染防止対策支援**
- 新しい生活様式に関する広報の強化
(感染予防対策、感染者への誹謗中傷防止、災害時の避難行動と感染予防等)

【県民生活】

- 生活福祉資金特例貸付
- オンライン学習環境の整備（学校、大学等）
- スクールサポースタッフの配置
- 県立学校・公立大学等の授業料減免
- 離職された方の県直接雇用
- 各種相談窓口の設置

【事業者支援】

- 中小企業資金繰り支援（利子補給・保証料補助等）
- 飲食店前払利用券
- 肉用牛経営支援
- 学校給食への食材提供（和牛、地鶏、水産物）
- 農産物オンラインストア出展支援
- 福島空港ビル使用料補助

地域経済の回復と 社会活動の再開

【県民生活】

- 催事等への支援
- **地域スポーツ活動の再開支援**
- **リモートワークを通じた移住の促進**
- 各種相談窓口の増強（消費者相談、特殊詐欺防止等）
- 避難所の感染症対策強化

【事業者支援】

- **飼料用米の生産推進**
- **県産木材の活用や流通支援**
- **県産日本酒の販売促進**
- ふくしま応援スタンプラリー
- 観光周遊宿泊支援
- ワークেশيون支援モデル事業
- 県内企業のサブプライチエーン強化支援
- 県内企業のテレワーク導入支援

※主な国事業

- ・ 持続化給付金
- ・ 雇用調整助成金
- ・ 家賃支援給付金
- ・ 税徴収猶予（国税、地方税）
- ・ 特別定額給付金

※主な国事業

- ・ 部活動全国大会代替地方大会開催支援
- ・ GoToキャンペーン等

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年7月30日改定)

福島県

資料5

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年8月1日(土)から令和2年8月31日(月)まで

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避すること。
- ・ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分にとれない場合は、マスクを着用すること。ただし、熱中症には十分注意すること。
- ・ まめに手洗いや手指を消毒すること。
- ・ 人と人との距離を確保（できるだけ2m、最低1m）すること。
- ・ 接触確認アプリを活用すること。
- ・ 発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・ 体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

イ 職場における感染対策

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、テレビ会議などの取組を推進すること。

ウ 移動に関する感染対策

- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・ 県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を十分に確認し、3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等を利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。
- ・ 感染者の大幅な増加が見られるような感染リスクの高い地域に移動しようとする場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、そうした地域から御家族が帰省する場合には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(2) 施設に対する協力依頼

ア 全国においてクラスターの発生がみられることから、全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

イ 接触確認アプリのダウンロードを従業員や利用者に促すこと。

ウ 県のHPで作成することができる「新しい生活様式実践ポスター」を活用すること。

(3) イベント等に関する協力依頼

ア 屋内、屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。

イ 「業種別ガイドライン」に基づき、基本的な感染防止策を徹底すること。

ウ イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

エ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。

オ 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

【イベント等の開催可否の判断】

- ・屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保ということとする。

【祭り等の行事の開催について】

- ・全国的または広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては人数制限を設けなが、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づき措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

- ・ 外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

- ・ 催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

- ・ 施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

熱中症を防ぐために

マスクをはずしませんよう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!

屋外で
人と2m以上
(十分な距離)
離れている時

十分な距離

2m以上

2m以上

マスクを着いていると熱中症になりそう...

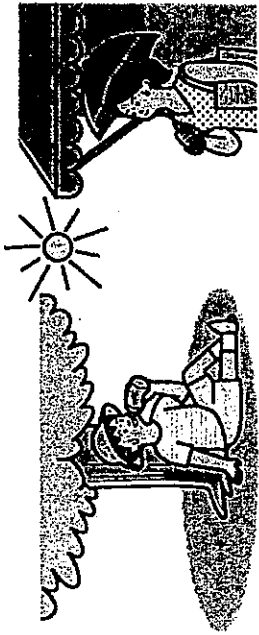
激しい運動は避けましょう
のどが渴いていなくても
こまめに水分補給をしましょう

マスク着用時は

気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう

暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入らなければ、外でも日陰へ



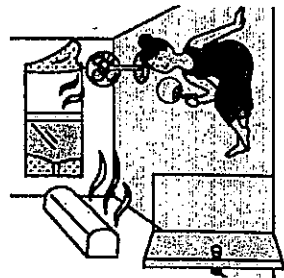
エアコン使用中も

こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

- 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定

のどが潤いていなくても こまめに水分補給をしましょう

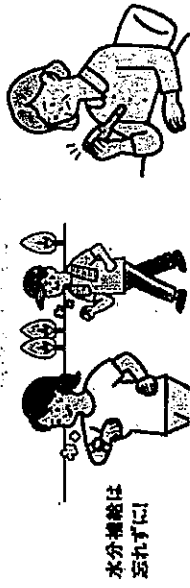
- ・1日あたり
1.2L(2L)を目安に

- 1時間ごとに コップ1杯
- 入浴前後や起床後も コップ約6杯
- まず水分補給を ペットボトル 500mL 2.5本

- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

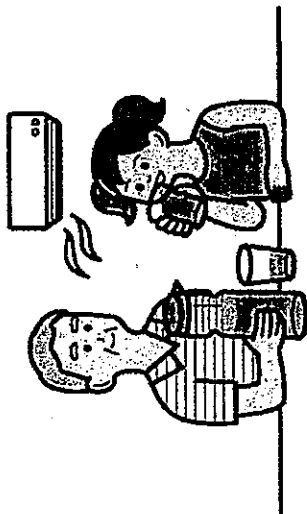
暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で速度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)

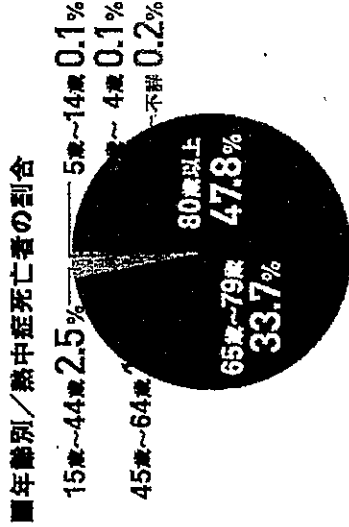


- ・毎朝など、定時の体温測定と健康子エック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



熱中症による死亡者の数は
真夏日(30℃)から増加
35℃を超える日は特に注意!
 運動は原則中止。外出はなるべく避け、
 涼しい室内に移動してください。

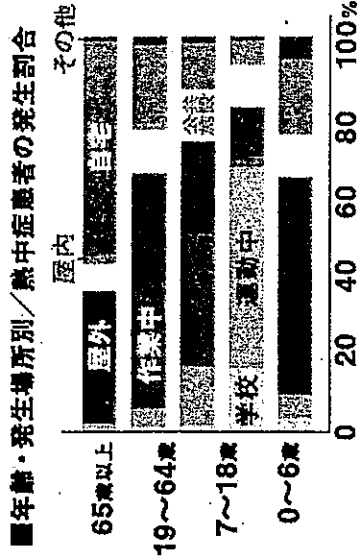


出典：「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死亡者の 約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、
若い世代も注意が必要です。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



出典：「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は 半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外
での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)

		屋内							
		屋外	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接		ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で 滞在 時間の制限	乗車人数制 限・時差通 勤	入場人数の制 限・滞在 時間 の制限
密集		接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で間隔 を空ける (床に印をつ ける等)	四方を空け た席配置・ 展示配置の 工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔に 留意・真正 面は避ける	
密閉		—		頻繁な換気 (窓開け、扇風機)					テラス席 2方向換気
衛生 対策 その他		—		マスク着用					
		—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける					
	スポーツ後の 飲み会等は 控える	—		入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	—	—		共用物品・設備の消毒 (ディスプレイの利用も)、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック 従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散				—	—

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

